
プロジェクト 開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルの開示のレビュー

項目 第 49 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、公開草案「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」に対するコメント・レター文案に関して、第 49 回ディスクロージャー専門委員会（2021 年 11 月 9 日開催）において聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

IASB 公開草案「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」へのコメント・レター文案に関して聞かれた意見

（コメント・レター文案の要旨）

2. 意見は、主にコメント・レター文案の総論第 4 項から第 6 項に対して聞かれた。コメント・レター文案の総論第 4 項から第 6 項の要旨は以下のとおりである。
 - 第 4 項： 我々は、チェックリストの順守から判断の適用に焦点を移動させることに賛成する。
 - 第 5 項： 我が国の関係者の一部は、開示内容を決定するにあたって引き続きチェックリストを用いることの方が良いと考えている。財務諸表作成者が監査人や規制当局に対し会計基準を遵守していることを挙証する手段として、チェックリストを用いる方が効率的であるからである。
 - 第 6 項： チェックリストの順守から判断の適用に焦点を移動させるためには、監査やエンフォースメントのあり方も変わらなければならず、IASB が会計基準のみを変更することでは十分ではなく、IASB は監査人や規制当局と協働すべきである。

（聞かれた意見）

3. コメント・レター文案の総論第 4 項から第 6 項は、チェックリスト方式が良いのか、判断の適用に焦点を移動させるのが良いのかについて、両論併記しているように読めるため、ASBJ の意図が伝わりにくい表現に思える。特に、第 6 項は、①監査やエンフォースメントも変更されるならば、会計基準においてもチェックリスト方式から判断の適用へと焦点を変更することに賛成すると言っているのか、②監査やエンフォースメントが変更されるのは困難と思われるので、会計基準における変更にも

反対であると言いたいのか、わかりづらい。

(対応案)

判断の適用へ焦点を移動させることに賛成していること、そのために監査やエンフォースメントも変更すべきであると主張していることがより伝わるように記載を修正している。審議事項(3)-3のコメント・レター文案の総論第6項ご参照。

4. コメント・レター文案の総論第5項で「財務諸表作成者が監査人や規制当局に対し会計基準を遵守していることを挙証する手段として、チェックリストを用いる方が効率的である」となっているが、作成者が積極的にチェックリストを用いたいと考えているのか、又は監査人等がチェックリストを用いていることから、その対応として作成者もチェックリストを用いているのかがわかりづらい。

(対応案)

作成者が積極的にチェックリストを用いるケースも、監査人がチェックリストを用いていることから、その対応として作成者もチェックリストを用いるケースもあるため、その点を考慮して記載を修正している。審議事項(3)-3のコメント・レター文案の総論第5項ご参照。

5. コメント・レター文案の総論第6項の「IASBは監査人や規制当局と協働すべきである」との表現については、IASBが監査人や規制当局へ働きかけを行い、連携して対応しなければならないという点をもう少し強調した方が良い。

(対応案)

IASBが監査人や規制当局へ働きかけを行い、連携して対応しなければならないという点を強調するように記載を修正している。審議事項(3)-3のコメント・レター文案の総論第6項ご参照。

以 上